

令和4年3月22日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役社長 稲角 秀幸 殿

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一

(仮称) 抜海・豊田風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書

日頃より（公財）日本野鳥の会ならびに連携団体が行う自然保護活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、北海道の稚内市および天塩郡豊富町にかけての地域で貴社が計画する(仮称)抜海・豊田風力発電事業（以下、対象事業という）について、計画段階環境配慮書における事業実施想定区域およびその周辺に生息する希少鳥類の保全の観点から、下記の通り意見を申し上げます。

記

貴社が対象事業における事業実施想定区域（以下、想定区域という）を選定する際に、自然環境への配慮からラムサール条約湿地および鳥獣保護区を外したことは一定の評価ができる。一方、さらなる自然環境、特に希少な鳥類の生息地や自然環境の保全の観点から、以下に示す地域を除外したうえで環境影響評価方法書における対象事業実施区域（以下、実施区域という）の絞り込みを実施すべきである。

- ①想定区域の西端部に存在する、世界的にみて絶滅の危機に瀕した種が生息する地域とする「危機性」、または、ある動物の種の存続が特定の場所に依存している地域とする「非代替性」という世界で統一された選定基準でコンサベーション・インターナショナル・ジャパンが選定している、生物多様性の保全の鍵になる重要な地である KBA の選定エリアをすべて除外して、実施区域を選定すべきである。
- ②環境省が学術上重要または保護を要する植物群落としてリストアップしている特定植物群落が存在する地域をすべて除外して、実施区域を選定すべきである。
- ③環境省が行う植生自然度調査の結果および植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として用いられている植生自然度のうち、きわめて自然性が高いとされる植生自然度 9 に分類されているエリアをすべて除外して、実施区域を選定すべきである。
- ④環境省が作成した陸域版のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図にある注意喚起レベル A1・A2・A3・B・C のメッシュには、風力発電施設（以下、風車という）の建設によるバードストライクや障壁影響、生息地放棄などの影響を受けやすいと考えられる鳥類の重要種が生息するか、集団飛来地が存在する。そのため、予防原則の観点からも、注意喚起レベル A1・A2・A3・B・C に選定されているメッシュと重なる地域をすべて除外して、実施区域を選定すべきである。

- ⑤浦ら（2021）による「陸上風力発電に対する鳥類の高精度な脆弱性マップ作成の実践－北海道北部地域における事例」に掲載されているセンシティブティマップにおいて、脆弱性カテゴリーで高脆弱性地域・中脆弱性地域・要配慮地域に指定されているメッシュと重なる地域には、風車の建設によるバードストライクや障壁影響、生息地放棄などの影響を受けやすいと考えられる鳥類の重要種が生息するか、集団飛来地が存在する。そのため、予防原則の観点からも、これらの地域をすべて除外して、実施区域を選定すべきである。
- ⑥貴社が行う前倒し調査の結果や地域住民および専門家、行政機関等へのヒアリングにより、風車建設によりバードストライクや障壁影響、生息地放棄などの影響を受けやすいと考えられ、環境省または北海道のレッドリストで準絶滅危惧種以上に選定されているマガン、ヒシクイ（亜種オオヒシクイを含む）、サンカノゴイ、タンチョウ、オオジシギ、ウミネコ、オオセグロカモメ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、クマタカ、ワシミミズク、シマフクロウ、アカモズ、マキノセンニュウ、シマアオジの渡り経路を含む繁殖地等の生息地が存在することが、実施区域の絞り込みを行うまでに判明した場合は、これらのうちいずれかの種が生息する地域をすべて除外して、実施区域を選定すべきである。
- ⑦想定区域の周りには、既設のさらきとまないウィンドファームの他、計画中の（仮称）上勇知ウィンドファーム事業、（仮称）新さらきとまない風力発電事業、（仮称）勇知風力発電事業、（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム稚内、（仮称）川西風力発電事業、（仮称）芦川風力発電事業など、複数の事業および計画が存在する。実施区域を選定するにあたっては、これらの既存事業および計画が対象事業の存在と相まって生じる影響であり、かつ影響の程度の予測が容易ではない累積的影響が発生しないように、専門家の意見も交えながら十分に検討すべきである。

以上